

鶴岡で
創業
しませんか？



令和7年度から補助金名が変わりました

令和7年度

鶴岡市で新規創業・開業する方の
初期経費を支援します！

鶴岡市新規創業等支援補助金

＜新規創業・移住開業型＞

◆ 対象者（いずれかに該当する方） ※個人事業主は申請時に鶴岡市民であることも要件

1. **新規創業者（個人事業主・法人）**
令和6年4月1日～令和8年2月28日に創業し、市内創業支援機関が実施する創業セミナー、創業塾、若手経営者塾などを受講し、経営知識を習得した方（特定創業支援等事業を受けた者） ※補助金申請に際し、証明書の発行は不要です。
2. **県外から鶴岡市に移住した個人事業主**（県外で元々個人事業主であった方が事業継続する場合）
令和3年4月1日以降に県外から本市に移住し、令和6年4月1日～令和8年2月28日に開業し、開業相談、事業連携などで市内創業支援機関と関わりを持つ方
3. **事業承継を行う譲受手側（個人事業主・法人）**
令和6年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和8年2月28日までに手続きを終了することが確実である方
※事業承継元からの事業をそのまま引き継ぐ形での事業承継の場合は補助対象となりません。

◆ 補助率・補助上限額

補助率 補助対象経費の3/4以内 | 上限額 個人事業主30万円 法人50万円
（バイオ分野又は高度なデジタル技術を事業化する法人で、従業員を1名以上雇用する場合は上限を100万円とします）

◆ 補助対象経費

令和6年4月1日～令和8年2月28日に発生・支払する、創業・開業に必要な経費（最長1年間）
対象費目

- ①創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費 ②店舗等借入料
③固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入にかかる費用
④リース料 ⑤工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費 ⑥広告宣伝費
⑦店舗等リフォームに係る工事費 ⑧クラウドファンディング利用手数料 ⑨機械設備費
※汎用性のある備品・設備等（PC・プリンター・家具家電等）は原則対象外です。詳細は申請要領をご覧ください。

◆ 申請受付期間

令和7年6月2日（月） から 令和8年1月30日（金）まで

※予算上限に達し次第、募集を終了します。

詳細はHPを
ご確認ください



＜活用事例＞

- ①会社員をしていましたが、働きながら資格取得をしたり、講習を受けたりしてスキルを身に付け、思い切って独立開業する際に、補助金を活用しました。
- ②県外で個人事業主をしていましたが、鶴岡に移住する際に、鶴岡で改めてお店を開くことに決め、補助金を活用しました。

【鶴岡市HP】 令和7年度 鶴岡市新規創業等支援補助金について
<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/syouko-sogyohojo.html>



◆ 申請から補助金受領までの流れ（新規創業者の場合）

